四日市市告示第109号

四日市市コンベンション事業推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月13日

四日市市長 森 智 広

四日市市コンベンション事業推進補助金交付要綱の一部を改正する要綱 四日市市コンベンション事業推進補助金交付要綱(平成 14 年四日市市告示 第 406 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
1 (略)	1 (略)
(有効期限)	(有効期限)
2 この要綱は、令和9年3月31日	2 この要綱は、令和6年3月31日
限りその効力を失う。	限りその効力を失う。

附則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(シティプロモーション部観光交流課)